

「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の改正案について

条例の制定経緯

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」という。）では、地方公共団体の責務として、個人番号の利用について国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施することを求めています。また、社会保障、税、災害対策の分野において、法で定める事務（以下「法定事務」という。）に加え、条例で個人番号を区独自で利用する事務（以下「区独自利用事務」という。）を定めることができることとされています。

そのため区では区民の利便性の向上と、行政事務の効率化を図るため、平成27年12月、区独自利用事務などを規定した「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、その後、平成28年3月と6月に条例を改正し、区独自利用事務を16事務としました。

国の動向

国では、法に基づき、平成29年1月からは国等の機関の間で、同年7月からは地方公共団体を含む機関の間で、各機関が保有する個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）について、情報連携を開始することを予定しています。また、国は法定事務に加え、地方公共団体の定める独自利用事務についても、必要な限度で他機関から特定個人情報の提供が受けられるよう準備を進めるとともに、地方公共団体の独自利用事務に関して他機関との情報連携を可能とする範囲の追加を順次進めています。

改正の目的

区では、区独自利用事務について他の地方公共団体等から情報連携を通じて特定個人情報の提供を受けるなど一層の区民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、条例に区独自利用事務を追加いたします。また、新たな区独自利用事務も加えた庁内の複数事務の間における情報連携について定めます。あわせて、法に関する省令の改正により、法定事務とされた独自利用事務及び庁内で情報連携する事務を削除するため、条例を改正します。

改正の概要

条例の別表第1に区独自利用事務を2事務追加するとともに、1事務を削除し、全17事務といたします。また、別表第2に同一執行機関内で特定個人情報を利用する事務として、別表1と同じく2事務を追加するとともに、1事務を削除し、全45事務といたします。あわせて、すでに条例で定めている事務についても、利用する特定個人情報を追加・削除します。